

長崎県労働基準監督署は県立大学の違法な労働管理の是正を行政指導中……………(その3)

県立大学はこれまで、教員の労働管理を多くの大学で行われている裁量労働制(=週 40 時間の勤務時間を教員の自主管理によって振り分ける勤務制度)ではなく時間管理(=タイムレコーダーなどによる労働時間の管理)で行っていると主張してきましたが、昨年 12 月 1 日、労働基準監督署(労基署)は県立大学がこれまで時間管理による労働管理を行っていなかったことを確認し、違法な現状を是正するよう「是正勧告」を行いました。そして、1 月 15 日までに改善報告書を提出するよう指導したところ、県立大学は期限当日に「是正報告書」を提出し、また、2 月 10 日の労基署の指導に対して新たに整備した全教員の「勤務時間報告書」を監督官に示し、時間管理による教員の労働管理を実施していると説明しました。不思議なのは、ほぼ全教員が週 40 時間の勤務時間を事務局に申告していたことで、それまで長時間勤務が常態化していた(そういう勤務実態で大学の教育研究は成り立っていた)教員の勤務時間がいきなり週 40 時間に短縮されたのでしょうか。しかし、そうだとするとそれまで行っていた教育研究に支障はないのか、という疑問が出てきます。例えば、教員の勤務が週 40 時間に改善されたとして、夜間・土日の指導が基本となっている社会人大学院生の研究指導は誰が何時行うのか？ 社会人大学院生に昼間に来てもらうことにした(不可能ですが)？ あるいは教員が夜間に出勤する？ すると大学生の授業も夜間に変更？ それまで週 40 時間勤務で収まらなかったのがどうい魔法で勤務短縮したのか？